

## ～ 第一種動物取扱業を営もうとする皆様へ ～

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、第一種動物取扱業を行おうとする者※は知事の登録を受ける必要があります。

※動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養を営利目的で行う者

### 【登録申請前に行うこと】

管轄する保健所等（長崎市、佐世保市は県庁生活衛生課）の事前指導を受けてください。指導を受けずに工事等を行うと、その後、保健所等から手直しの指示があった場合に、経費や時間がさらにかかる可能性があります。必ず事前指導を受けてください。

### 【登録申請時に必要なもの】

◆登録申請手数料：営もうとする業種ごとに1件当たり15,000円

- ・電子申請または銀行・コンビニ等での払込となります。詳細は相談時に説明します。
- ・登録は5年更新です。更新時も申請書の提出、手数料が必要です。

◆申請書類一覧（動物種や業種等により必要な書類が若干異なります）

1. 第一種動物取扱業登録申請書
2. 動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類
3. 様式第1別記 第一種動物取扱業の実施の方法【販売、貸出】
4. 様式第1別記2 犬猫等健康安全計画【犬猫販売】
5. （別紙1）取り扱い頭数一覧
6. （別紙2）動物取扱業の管理の方法
7. （別紙3）動物取扱業事業所・飼養施設概要図（以下必要記載事項）
  - イ ケージ等（おり、かご、水槽等の設備）
  - ロ 照明設備（営業時間が日中のみである等、照明が必要でない飼養施設を除く）
  - ハ 給水設備
  - ニ 排水設備
  - ホ 洗浄設備（飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。）
  - へ 消毒設備（飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう）
  - ト 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備
  - チ 動物の死体の一時保管場所（感染症蔓延防止のため密閉できる容器等）
  - リ 餌の保管場所
  - ヌ 清掃設備
  - ル 空調設備（屋外施設を除く）

ヲ 遮光のため又は風雨を遮るための設備（ケージ等がすべて屋内にある等、当該設備の必要のない場合を除く。）

ワ 訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業のみ）

カ 温湿度計

8. ケージ等の規模を示す平面図・立面図

9. 飼養施設の付近の見取図

10. 事業所及び飼養施設の権限を有することを示す書類（以下のいずれか）

・ 場所使用権原自認書【自己所有物件】

・ 場所使用承諾証明書【賃貸物件】

11. 役員の氏名及び住所一覧【法人】

12. 動物取扱責任者実務経験証明書

・ 常勤で半年以上の実務経験

13. 動物取扱責任者の資格要件を示す書類（動物取扱責任者資格一覧参照）

14. 登記事項証明書【法人】

※各施設の基準については動物愛護管理法及び飼養管理基準省令をご参照ください。

詳細は環境省HPをご覧ください。（「環境省 飼養管理基準」で検索）

### 【登録の流れ】

①管轄保健所へ事前相談（長崎市、佐世保市は県庁生活衛生課へ）

②提出書類・施設の準備（十分に保健所等と協議してから着手！）

③登録申請書提出、申請手数料支払い（電子申請又は銀行・コンビニ等で払込）

④現地確認（ここまでに施設が完成していること）

⑤審査

⑥登録（登録証発行）

※書類、施設に不備があれば再提出、再度の現地確認となります。

### 【登録後の責務】

登録完了で終わりではありません！動物愛護管理法および関連法令の遵守をお願いします。法令違反は登録取り消し処分等の対象となる可能性があります。

まずは飼養管理基準の熟読をお願いします。（「環境省 飼養管理基準」で検索）

特に注意が必要な点を以下に列挙します。各種台帳・記録は5年間保管してください。

### ◆記録・保管・要提出書類（カッコ内は保管する台帳の名称です）

・ 【全業種】施設・動物の管理を毎日記録する（飼養施設及び動物の点検状況記録台帳）

- ・【全】業の実施内容を記録する（取引状況記録台帳。犬猫個体帳簿に含まれる）
- ・【販売・貸出・展示・譲受】犬猫は個体ごと、それ以外の動物は品種ごとに帳簿をつける（動物に関する帳簿）
- ・【犬猫の販売・貸出】動物の治療歴、狂犬病予防ワクチン、各種ワクチン、駆虫の実施状況を、顧客に説明、証明書の交付（接種証明書）
- ・【1年以上飼養する犬猫】毎年獣医師の健康診断を受け結果を保管する（健康診断書）
- ・【犬猫帝王切開時】獣医師の出生証明と健康診断を保管する（出生証明と健康診断書）
- ・【繁殖させる業】交配・出産の情報を記録する（繁殖実施状況記録台帳）
- ・【犬猫販売】すべての犬猫にマイクロチップを挿入し、登録する。販売先に登録証明書を渡し、登録内容を変更するよう伝達する。（マイクロチップ登録証明書）
- ・【販売・貸出・展示・譲受】毎月、動物の出入りの記録をつけ、1年度分を翌年度5月30日までに保健所等に提出する（動物販売業者等定期報告届出書）

#### ◆そのほか注意すべき事項

- ・【全】店舗、広告、HP等に次の登録内容を掲示・明示する。
  - ①氏名（法人は名称）、②事業所の名称・住所、③第一種動物取扱業の種別、④登録番号、⑤登録年月日及び登録の有効期間の末日、⑥動物取扱責任者氏名
 ※登録後、事業者情報は県のHPでも公開されます。
- ・【全】定期的に開催される動物取扱責任者研修会を必ず受講（案内があります）
- ・【全】騒音、異臭等がないよう周辺環境に配慮する。
- ・【全】施設の大きな変更や動物取扱責任者変更等の際は変更届を保健所等に提出する。
- ・【全】廃業する場合は廃業届を保健所等に提出する。
- ・【犬猫】常勤従業員1名あたり飼養可能頭数は犬20頭まで（うち繁殖犬は15頭まで）、猫30頭まで（うち繁殖猫は25頭まで）
- ・【犬猫】運動場を設け、散歩以外に1日3時間以上、ゲージから出して運動させる。
- ・【犬猫繁殖】犬猫の交配は6歳まで。犬の生涯出産回数は6回、猫は10回まで。
- ・【犬猫繁殖】販売する犬猫の日齢は57日齢から。
- ・【販売】個人に販売する場合、動物を事業所にて直接確認してもらう対面販売とする。（ネットのみでの契約不可。ただし相手が第一種動物取扱業者の場合を除く）
- ・【犬猫の販売・貸出・展示】犬猫の展示は午前8時から午後8時までとする。
- ・【犬猫の販売・展示】少なくとも展示6時間ごとに1回は休憩時間をもうける。

・【販売】個人に販売する場合、以下18項目について文書で説明し、説明したことの署名をもらい、保管する。

※第一種動物取扱業者への販売は2～10は必要に応じて説明すれば足る

※貸出は1, 4～7, 10, 11, 13, 16, 18の説明が必要

◆顧客への販売時の説明事項

- (1) 品種等の名称
- (2) 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- (3) 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- (4) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- (5) 適切な給餌及び給水の方法
- (6) 適切な運動及び休養の方法
- (7) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- (8) 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- (9) (8)に掲げるもののほか、みだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
- (10) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- (11) 性別の判定結果
- (12) 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- (13) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- (14) 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
- (15) 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- (16) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- (17) 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
- (18) (1)から(17)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項